

議員提出議案第4号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成24年3月23日

提出者 山田正弘
賛成者 中谷尚敬
〃 上原しのぶ
〃 下村晴意
〃 角田晃一
〃 伊木まり子

(別紙)

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、福祉健康部及び農業委員会」を「及び福祉健康部」に改め、同条第3号中「生活環境部」を「環境経済部」に、「及び水道局」を「、上下水道部及び農業委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。(中略)</p> <p>(2) 市民福祉委員会 6名 市民部、<u>福祉健康部及び農業委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境文教委員会 6名 <u>生活環境部、教育委員会及び水道局</u>の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 市民福祉委員会 6名 市民部<u>及び福祉健康部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境文教委員会 6名 <u>環境経済部、教育委員会、上下水道部及び農業委員会</u>の所管に属する事項</p>